

# 高校論題の背景と予想される議論の解説

論題検討委員 岡山洋一

## ● 論題の背景

### < § 1 選挙権・被選挙権年齢 >

現在選挙権は、20歳以上（年齢満20年以上）の日本国民に与えられており、衆議院議員、参議院議員の選挙権、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有しています（公職選挙法第9条）。

被選挙権に関しては、衆議院議員については年齢満25年以上、参議院議員については年齢満30年以上、都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員、市町村長については年齢満25年以上、都道府県知事については年齢満30年以上の者となっています（第10条）。また、選挙運動も未成年者は禁止されています（第137条の2）。

### < § 2 世界の選挙権・被選挙権年齢 >

では日本以外、世界ではどうなっているでしょうか。

18歳選挙権は世界の標準となっています。国立国会図書館にデータのある186カ国・地域のうち、米国やイギリス、フランス、インドなど162カ国で選挙権は18歳以上となっています。選挙権年齢が20歳からなのは、先進国では日本と韓国だけです。

また被選挙権においても、イギリスやフランスでは21歳、ドイツやロシアでは18歳となっています。

兵役義務が18歳なのに、選挙年齢が20歳というのはおかしい、18歳というのは経済的自立が可能な年齢である、結婚や深夜労働、納税義務、社会生活の面で成人としての扱いを受けている、などが理由といわれています。

### < § 3 若者の政治離れ >

現在若年層の投票率は低下傾向にあり、若者の政治的無関心が蔓延しています。

公教育は、戦後一貫して児童生徒を政治か

ら隔離する方向で進んできました。1969年の「高等学校における政治的教養と政治活動について」では、複数の理由を挙げ、生徒の政治的活動が望ましくないと述べています。しかしこの通達が出たのは、沖縄返還問題や安保改定反対などで揺れていた時代です。

日本の若者は政治的に無関心にさせられているというのが現実かもしれません。

これでは若者は、本来の意味での政治参加の機会や、投票の意味を知らされず20歳を迎えることとなります。そのような状態で政治に興味を持つという方が無理です。政治的教養がない状態で、20歳になったからといって、どうして突然政治的判断力が身につくのか、という議論もあります。

### < § 4 18歳選挙権、被選挙権の必要性 >

急激に進む少子高齢化を考えると、選挙年齢、被選挙年齢の引き下げは重要な意味を持ちます。人口構成の偏りは、政治が高齢者の意思で動きがちになることを意味します。投票率も、年齢が上がるほど高くなる傾向があり、政党はますます高齢者向けの政策に力を入れるようになるでしょう。そうなれば、さまざまな分野での世代間の不平等が拡大し、若者が政治から遠ざかる悪循環に陥りかねません。

高校までの教育で民主政治や選挙のことを学んでも、実際に権利を行使できるのは2年後です。この間に選挙への関心が薄れかねません。早い時期からの選挙参加で、今の若者に希薄とされている地域社会や国に対する責任・義務といった意識の高まりが期待できます。

### < § 5 18歳選挙権、被選挙権の影響 >

18歳選挙権、被選挙権は、選挙自体にどのような影響を与えるのでしょうか。実はそれほど大きな影響はないという考えもあります。

選挙権年齢を 2 歳引き下げることによって、新たに約 300 万人が有権者の仲間入りをします。しかしこれは、数からいうと日本の有権者全体の 3%弱です。

しかしこれも、わずか 2 歳、わずか 3% という数の問題だけではありません。若者に選挙権、被選挙権を与えることは、政治を動かす母体を広げ、古い政治の殻を破り、自分たちの新しい政治を構築していく可能性を広げることを意味します。

## ●予想される議論

### < § 6 メリットの一例 >

#### ・若者の政治参加

18 歳、19 歳の若者が選挙権、被選挙権を持つことで、政治そのものへの関心が高まります。そして政治に参加することで、政治を動かす母体が広がり、自分たちの新しい政治を構築していくことができます。

#### ・経済的不公平の解消

働いて税金を払っているのに、選挙権、被選挙権が与えられていないのは不公平という議論です。義務はあるが権利はない、自分たちの義務なのに、その政策自体を決める権利がないという不公平の解消です。

#### ・世代間不平等の解消

少子高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者に偏りがちな政策を是正できます。政治が高齢者の意思で動きがちになることの世代間不平等を解消できます。また、さまざまな分野の世代間の不平等拡大を解消することで、若者が政治から遠ざかる悪循環を断ち切ることができます。

### < § 7 デメリットの一例 >

#### ・無責任な投票の増加

投票には行くのですが、政策などで判断するのではなく、雰囲気や感覚のみで判断してしまうため、適当で無責任な投票が増えてしまいます。若者の政治的な判断力の有無が議論の中心となります。

#### ・投票率の低下

選挙権を持っていても行使せず、全く無関心のまま、選挙にも行かないことが考えられます。

若年齢層の投票率の低さから考えても、選挙年齢を引き下げると、投票率が低下することになります。

#### ・学校での過度な政治教育

18 歳選挙権が実現すると、選挙権を持った生徒が現れることになります。生徒に適度な政治教育を施し、選挙に対する感心を持たせることは重要ですが、教師の側で過度に政治教育をしてしまい、自分自身の信念をすり込むような教育をしてしまいます。

#### ・未成年の政治活動による弊害

未成年が政治活動に参加することにより、学業がおろそかになったり、一定の思想信条に過度に感化されたりします。

#### ・他の成人年齢との適合性

憲法には、成年者は何歳からという規定はありません。民法には、「満 20 歳を以て成人とす」とあり、少年法は、「この法律で『少年』とは、20 歳に満たない者をいい」となっています。その他成人年齢に関する法令は 24~25 あるといわれています。

選挙権、被選挙権年齢を 18 歳にすると合わせて、全ての成人年齢を他国並みに 18 歳に引き下げなければならない、または成人年齢はそのまま、選挙権、被選挙のみを引き上げるだけよいという両方の考え方があります。

成人年齢と選挙権、被選挙権年齢が一致していなければならないのか、一致しなくてもよいのかという議論も可能でしょう。

### < § 8 おわりに >

選挙権、被選挙権年齢の引き下げは世界のすう勢で、長らく日本でもいわれていますが、きちんとした議論はまだなされていないのが実情だと思います。

しかし少子高齢化、若者の政治的無関心の蔓延などを考えると、選挙年齢、被選挙年齢の引き下げは、今後ますます重要なテーマになってきます。

ディベートをする高校生の皆さんが、選挙権、被選挙権を持ったらどうなるのか、政治参加とは何を意味するのか、自分たちの問題としてとらえて議論していくことを期待します。